

被災された方のための 生活支援情報

第 56 号
平成 27 年 4 月 22 日
仙台市復興事業局生活再建推進室
TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

自動車取得税・自動車税・軽自動車税 の非課税措置について

東日本大震災により滅失または損壊し、抹消登録等をした自動車または軽自動車等の代替として取得した自動車等（以下「代替自動車」）の自動車取得税・自動車税・軽自動車税は、申請により非課税となります。

この非課税措置の期限が平成27年度で終了となり、平成28年3月31日までに取得する代替自動車の対象となります。

また、自動車税・軽自動車税については、次のとおり取得年度に応じて非課税となります。非課税となる要件等について詳しくはお問い合わせください。

代替自動車の取得年度	非課税となる年度
平成23年度 (H23.4.1～H24.3.31)	平成23・24・25年度
平成24年度 (H24.4.1～H25.3.31)	平成24・25年度
平成25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	平成25・26年度
平成26年度 (H26.4.1～H27.3.31)	平成26・27年度
平成27年度 (H27.4.1～H28.3.31)	平成27・28年度

申し込み・問い合わせ 自動車取得税・自動車税については仙台南県税事務所☎248・2961、仙台中央県税事務所☎715・0623、仙台北県税事務所☎275・9116。軽自動車税については財政局市民税企画課☎214・8625

応急仮設住宅や復興公営住宅に単身でお住まいの高齢の方などに、緊急通報サービスを提供しています

仙台市内の応急仮設住宅や復興公営住宅に単身でお住まいの高齢の方や障害のある方を対象に、緊急時な

どに「自宅」でも「外出先」でもガードマンが駆けつける緊急通報・見守りサービスと、誰かと話したいときに気軽に会話できる日常会話サービスを提供しています。

サービスの利用を希望される方は、お問い合わせください。

■対象となる方

市内の応急仮設住宅や復興公営住宅にお住まいで次の①～③のいずれかに該当する方

①65歳以上の一人暮らしの方（同居のご家族が勤務等により外出し、日中に一人の状態になる方を含む）

②重度の要介護者と同居しているなど、緊急時に対応できる方がおらず、実質的に一人暮らしと同じ状況と見なされる65歳以上の方

③身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の方で、18歳以上の一人暮らしの方

申し込み・問い合わせ 生活再建推進室☎214・8579

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円（建築・購入時））の給付が受けられる制度です。

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝5月8日(金)・9日(土)10:00～18:00

◆会場＝宮城復興局（青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル13階）

問い合わせ 事務局☎0570・200・246（9:00～17:00）

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

|| 応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。退去が決まり次第、速やかに手続きをお願いします。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約（退去）日は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室（☎214・5080）へお問い合わせください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去日が決まり次第、仙台市建設公社（☎265・0310）へご連絡ください。

問い合わせ 仮設住宅室☎214・5080

|| 生活困りごとと、こころの健康相談

さまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝5月12日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター☎265・2191

|| エル・ソーラ仙台 女性相談

■一般相談

震災後の夫婦関係・家族・子育て・人間関係・心の問題・DVなど、さまざまな問題に女性相談員が応じます。

◆面接相談＝月～土曜日。託児あり（要予約）

☎268・8302（祝日、休館日を除く）

◆電話相談＝月・水～土曜日。9:00～15:30

☎224・8702（祝日、休館日を除く）

■法律相談

離婚、相続、労働など法律に関わる問題について、弁護士が応じます。

◆面接相談＝木曜日。10:00～16:00（1人30分。要予約）

☎268・8302

|| 電話による消費生活特別相談

消費生活トラブルや多重債務に関する相談を、弁護士・司法書士・消費生活相談員が電話で受け付けます（1人30分まで）。予約不要です。

◆日時＝5月17日(日)10:00～16:00

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

◆相談ダイヤル＝☎212・3110

問い合わせ 消費生活センター☎268・7040

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事務局生活再建推進室☎214・8559までご連絡ください。